

火薬類取締法施行規則

昭和25年10月31日通商産業省令第88号

改正：令和 2年 4月10日経済産業省令第37号（火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令）

改正前	改正後
-本則-	
施行日：令和 2年 4月10日	
<p>(経済産業大臣の行う試験)</p> <p><b>第七十二条</b> 経済産業大臣が行う試験は、毎年一回とし、当該試験を施行する場所および期日ならびに受験願書の提出期限は、あらかじめ官報で告示する。</p> <p>◆追加◆</p>	<p>(経済産業大臣の行う試験)</p> <p><b>第七十二条</b> 経済産業大臣が行う試験は、毎年一回とし、当該試験を施行する場所及び期日並びに受験願書の提出期限は、あらかじめ官報で告示する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により同項の試験を施行することが困難であるときは、経済産業大臣は、その旨を官報で告示する。</p>
-本則-	
施行日：令和 2年 4月10日	
<p>(都道府県知事の行う試験)</p> <p><b>第七十三条</b> 都道府県知事が行う試験は、毎年少くとも一回とし、当該試験を施行する場所及び期日並びに受験願書の提出期限は、あらかじめ公告しなければならない。</p> <p>◆追加◆</p>	<p>(都道府県知事の行う試験)</p> <p><b>第七十三条</b> 都道府県知事が行う試験は、毎年少くとも一回とし、当該試験を施行する場所及び期日並びに受験願書の提出期限は、あらかじめ公告しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により同項の試験を施行することが困難であるときは、都道府県知事は、その旨を公告しなければならない。</p>
-改正法・附則・題名- ～令和 2年 4月10日 経済産業省 令 第37号～	
施行日：令和 2年 4月10日	
◆追加◆	附 則（令和二・四・一〇経産令三七）
-改正法・附則- ～令和 2年 4月10日 経済産業省 令 第37号～	
施行日：令和 2年 4月10日	
◆追加◆	この省令は、公布の日から施行する。

\*\*\*\*\*